

かいわやく

昭和55年2月25日

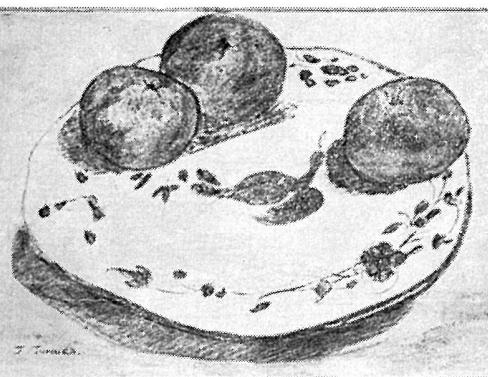
題字・先代 藤井得三郎氏

近頃思うこと

東京都家庭薬工業協同組合
理事長 津村重舎

先日来、円は下落の一途を辿る様相を示しています。その意味は石油に弱い国である、物価が高騰しそうである為と聞かされそんなもののかと改めて石油問題の重大さを考えさせられました。全国民の全知識を結集して解決に努力すべきであり、誰もが考えている所でしょう。

物価問題も、この石油事情を含めて考えるとなると仲々大変なことで



どう考へても日本国民の頼れるのは発明発見にあります。今迄の様に人真似丈では駄目ではないでしょか。独創しなければ食べられない様の生活を合理的に整理しなければなりません。いかにもつらいことの様のです。ドイツ人が今立派に栄えているのは独創によつて物資の少ない国でありながら発展を來たしました。

日本は良くスイスの中立を学べと

言わっていましたが中立の方法はイスを学ぶことでしょが国民生活はドイツに学ぶべきではないでしょか。文学的哲学的に優秀な日本人も生活面では随分下手なことをしてはいいでしょか。感情を大切にすることも大切ですが苦境に立った時どうするかと言えば、それは自分

長したことが後進国国民に与えた影響は多いと思います。
苦境の中に立たされ、これを切り抜けて行くことはつらいことは違いありませんが、やらなければならぬのなら他に方法はありません。生活との合理化と考えて見る可きです。

何会社か忘れましたが大会社の

独身寮で電灯その他エネルギー節約の細かい規則を作つて実行したところ数字は確定ではありませんが一五%だか節約出来たとか、一〇%目標を遙かに突破したそうであります。斯して考へている時思い出したのは徳富蘇峰先生と、もうお一人の方のお名前は忘れましたが努力するのに二つの型があるということです。富士山に登る時強力が言ったのだといってお二人が別々に紹介して居られる言葉は、私の方に付いて登つて下さいといつた或時間歩くと一休みして又歩くと云うやり方だったそうですが、他の強力は一度も休まずそれはゆっくりと歩いて登つたそうです。それで努力ということとは我武者羅に疲労困憊しかも尚、やること丈が努力ではない。辺りの景色を楽しみながらぼつぼつやつて止まらないのが努力で

あると言われたとあります。

大変心を打った話でした。楽しく
努力をしましよう。

薬事法の

改正に際して

厚生省藥務局

指導課長
竹内幹三

監視指導課の關係についていま
すと、GMPの省令化が中心です
が、このGMPについては、昭和五
十一年度以降行政指導が実施してき
ており、猶予期間を設けられた構造
設備についても昭和五十四年四月か

つており、公布は十月一日にされております。厚生省におきましては、法施行のための政省令の作成に取り組んでおり、大部分は昭和五十五年四月一日施行を目途に作業を進めています。

医薬品は、国民の生命、健康に関連した、いわゆる生命関連物質であると同時に「物」そのものだけでは商品たり得ないもの、即ち物とその物に関する情報とが一体となつてはじめて商品たり得るものといえまし

医薬品の場合、広告と添付文書とが情報の典型といえますが、その重要性にかんがみ、薬事法で、添付文書については、記載事項や記載禁止事項が、また広告については、誇大広告の禁止等の規定が設けられております。これらに基づき、厚生省では医薬品等の適正広告基準、使用上の注意記載要領等を定めており、日薬連においても、これらについて自主規制を実施しております。

一方、消費者にとって広告や添付文書は、医薬品の効能・効果や副作用などを知るうえで重要な役割を果たすものですが、誤った情報や過度な期待を抱かせてしまう場合もあるため、適切な情報提供が求められています。

A black and white line drawing of a coastal landscape. The scene features a rocky shoreline in the foreground, leading to a wide expanse of water. In the distance, across the water, a range of mountains is visible under a clear sky.

り風邪薬事件等多発した薬害の反省から、昭和四十二年度以降とてきた一連の行政指導、即ち、①医薬品製造承認の厳格化、②医薬品の再評価の実施、③医薬品副作用情報の体系化、④GMPの実施等の法制化であり、従って、医薬品の安全性及び有効性に関してとられてきた行政指導の集大成とも言えましょう。

ます。家庭薬メーカーにおかれても省令施行までにGMPの完全実施に努力していただきたいと思います。次に医薬品の広告と添付文書についてふれてみます。

よう。逆にいいますと、医薬品について、GMPの実施等で、いかに品質的に優良な「物」を世に送り出しても、それに不完全な情報が付いていれば、それは欠陥商品というべき

告・チラシなどから」が四六・四%となっています。次に医薬品広告が実際の購入につながっているかどうかについて、「実際に買ったことがある」が四七・七%、「買ってみよ

うと思つたことはある」が三一・一%となつています。また添付文書については、富山市が、ごく最近同市内の勤労者一人（回答七千五六十件）を対象にアンケートを実施した結果が出ていますが、それによりますと、薬を使用する場合、用法、用量などの説明文を読むかについて、「必ず読む」が六五・六%、「たまに読む」が二八・六%、「読まない」が四・一%となっております。これらは一部の都市における調査結果ですが、消費者にとって、広告等がその購買、使用に大きな影響を与えていることがうかがわれます。

こういった広告及び添付文書についても、今回の薬事法の改正により、安全性と有効性についての企業の責任はもちろん、国の責任も強化された訳ですから、これを契機に、特に安全性の面から、即ち、副作用等マイナス面の表示のあり方等について見直す必要があるのではないかと考えます。ちなみに、前記富山市のアンケート結果でも、医薬品の説明文が理解しにくくと答えた人達の一番多い要望事項は、「副作用や注意事項をめだつよう書く」となつております。マイナス面の表示についての関心の強さがうかがわれます。

△座談会▽

家庭薬 薬事一法成立と

出席者

喜谷市郎右衛門（ヒサゴ薬品）

今 関 和 泉（津村順天堂）

唐 崎 実（堀内伊太郎商店）

滝 沢 英 夫（太田胃散）

伊 藤 利 之（救心製薬）

司 会 弘 報 委 員

（昭和五十四年十月八日収録）

通過いたしました。

そこで本日は薬事委員会の皆様にお集まり戴きました、今回の薬事法の改正点及び医薬品副作用被害救済基金法（以下救済法と略す）の内容を中心、それらの我々家庭薬業界への影響といったことをテーマにお話頂きたいと存じます。

では、まず薬事委員会の喜谷委員長からお願ひいたします。

基金が発足するということと、厚生省は政省令の検討は、まず救済制

国会を通過したことによつて、いよいよ発足することになりました。そもそもこの二法は厚生省の企画課が担当し、二年越しで検討されたもので、その後に課長が三代も替っています。リドマイドやスモンといった医薬品被害者の救済にあつたわけです。

そこで救済の制度を作るための研究会が組織され、その検討結果が昭和五十一年六月二十五日付で報告書が提出されました。それを受けて、厚生省が救済制度の検討を始められ、厚生省が救済制度の委員会を作り検討をはじめました。

その結果、日本では救済基金を作るのが良いということになつたわけです。しかし、その前に薬害を起さぬようにするためには薬事法の改正が必要だということになり、救済制度に引張られて、薬事法の改正ということが起つてきたわけです。

この薬事法の改正につきましても、このままでは薬事法改正審議会という委員会を昭和五十二年の春に作り、その検討を始めたわけです。

喜谷

その辺はどうでしょうか。

私は今まで有効性だけで安全性があまり考えられていなかつたとは見

度、次に薬事法関連のものについて行なうと申しておられます。そこで、現時点では薬事法の政省令は具体的な内容が確定しておりませんので、日薬連でも、厚生省の意向はわからないが、業界としての現段階での要望を出そうということで現在検討中ということです。

ですから本日の座談会も不確定な要素が多いわけですが、まず薬事法から、その条文にそつて我々の業界に関連のありそうなこと、またその解釈といつたことで話を進めたいと思います。

まず第一条の目的ですが、今回は医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性及び安全性の確保ということが明示されました。これによつて我々メーカー及び国

の責任が重くなつたように思ひます。

今 関

現在の薬事法は有効性が強調されていますが今回の改正では安全性が強調されたということになるんですね。メーカー・サイドより、ユーチュ・サイドに立つたと見ていいんでしょうか。

ていなないんですが。

また、当時と最近の状況とでは大部分事情が変ってきてることはたしかですね。

この第一条も厚生省原案では從来の条文で十分だとしていたんですけど、国会の審議過程で修正されたということなんですね。

唐崎 従来の条文の「適正」という表現は、どうしても不適正を正す



喜谷 委員長

という考え方方が前に出ていたわけですね。その点今回の改正では「品質有効性及び安全性を確保する」と明確に打出したということで、そこには今関さんが言われたようにユーチューザー・サイドの立場を重要視していることを明確にしたと見てるんじゃないかと思います。

滝沢

関連することなんですが、我々は永年家庭薬を造っていて局方品というのは有効で安全だと思い込

んでいたんじゃないでしょうか。

家庭薬というのは局方品を原料としているものが多いんで、元が安全なら、製品も安全なんだと思っていましたわけです。私なんかも局方品を原料としたアンプル入かぜ薬の事故が

起るまで、安全性ということはあるり意識していませんでした。あの事故でこりゃ大変だという認識がでたことは確かですね。

喜谷 現行の薬事法が昭和三十五年にできまして、サリドマイド事件が起つたのが三十六年でしたね。

滝沢 翌年ですか。アンプル事故はその前でしたかね。

伊藤 その後の四十年です。

滝沢 そういうのは何んですが、サリドマイドの時はあまりピンときませんでしたね。

今関 やはりキノホルムからです

ね。たしか四十五年だと思いますが。

伊藤 キノホルムの影響で局方品も製造承認が必要だということになってきたわけですね。

喜谷 これについては条文に入れないと明確にしたと見てるんじやないかと思います。

滝沢 関連することなんですが、

唐崎 そうですね。有効性と安全性の確保という目的を明確にしろと

いうことですね。参院の社労委の付帶決議をみても、「本法の目的を達成するために最善の努力をはらい、それから製造物責任の問題も含めて

今後も引き続き問題点を十分検討するようになりますね。

喜谷 それともうひとつ國の責任をはつきりさせるということがありますね。

唐崎 それは確かに我々も十分認識しておかないと、今後の政省令、特に省令の段階においてこの主旨が当然随所にでてくるんじゃないかと

思います。

喜谷 それだけにメーカーの責任も重くなるということですね。

GMP・GSP

喜谷 次に第九条の二に薬局開設者の遵守事項というのがあります

が。メーカーの場合第十六条(製造業)と第二十七条(一般販売業)でこれが準用されています。これは割と重要な条項ですね。

今関 これはGMPのからみなんですかね。

唐崎 そうですね。この条文から例の製造法、試験検査法及び管理者

の遂行義務などの実施方法、それから仕入先、販売先の記帳、記録の作成といったことが省令としてでてくることになると思います。

唐崎 そうですね。これはまだ緩和されたという話がありますが、終的には決つてませんけど、衆院でも大分問題になりましたね。例のすべての医薬品に記帳義務を課すという点については公取関係のことなどいろいろ問題があつて、今のところは新開発医薬品とか経時変化の激しいものなど、特定なものだけにメーカー及び、販売業者のすべてに記帳義務を課するというふうな動きに現在あるようです。これも国会審議の過程で全医薬品に記帳義務を課すのは問題だということになったようです。

滝沢 新開発医薬品というのは医療用でしょうが、経時変化の激しいものとなると、家庭薬にもあるわけです。そうなると問題ですがどうなんでしょうね。

今関 その辺はやはり省令ででくるんでしうね。

喜谷 国会での条文の検討段階ですべての医薬品に記帳義務を課すとすることを公取が反対しているので

伊藤 十局ではもう間にあわないんじゃないでしょうか。

喜谷 今の法律でいきますとね、局方に収載されているのは医薬品だという定義があるんですね。それなのにまた承認を受けなければならぬということは、辻褄が合わないんじゃないかという問題になりますね。

唐崎 そうです、問題ですね。

喜谷 十局ではそうしないと言つていいですが、局方も効能の範囲であるとか、それから注意事項まで入れるべきだといった意見も無きにしもあらずですね。将来そういうふうに変つてきますと、確かに局方の性格というものを感じなくちゃならないでしきうね。

唐崎 これはひとつ考へ方としてですね、医薬品の添加物公定書といったものも考へても良いんじやないでしようかね。

喜谷 そうなんです。そしてそういう物を局方の中から落してゆくということですね。まあそういう意見も業界からでたわけです。

唐崎 あるいは化粧品原料基準のように、別に規格を中心とした公定書みたいなものを作成するというこ

滝沢 その方がすつきりしますね。

喜谷 ですから今は安全性、有効性に関係あるところだけしか手をつけないと言つてゐるわけなんです。近い将来か、いつになるかわかりませんが、全面改正をやらないわけじゃないらしいですね。全面改正の時には、やはりそういう問題からすべき検討するということになると思ひます。

唐崎 その点今閔さん、単味生薬はどうでございましょうかね。すべての単味生薬に承認を必要とするかということは問題ですね。

今閔 非常に問題ですね。

喜谷 さしあたって局方にのつて

いる生薬は承認をとらなくちゃならなくなるわけでしょうね。

唐崎 そのようなことになりますね。また一説では局方から生薬を全部除こうという意見もあるようです

喜谷 が、差し当つては局方生薬も承認を取ることになるでしょうね。

唐崎 確かに単味で使う生薬もあ

りますが、配合剤としてしか使わな

い生薬もありますから、その辺の区

分けがむずかしいかと思います。

喜谷 そういう生薬にしましても

とですね。

局方品で何社もやつてあるものはた

くさんあるわけです。それを今度承認する場合、各社がバラバラに効能をつくつて申請するわけですね。それを厚生省がケース・バイ・ケースで処理してたら、またバラになってしまいますね。

伊藤 それからその第十四条の第三項に「申請書に臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料を添付する」という基準を作つてくれれば良いですね。

滝沢 それが一番よいですね。厚生省が生薬は大体こういう効能だといふ基準を作つてくれれば良いですね。

唐崎 それが一番よいですね。

滝沢 団体などから突つかれることがないようにですね。一般薬の場合、特殊な物を除き現在は臨床試験成績がないとも承認を与えてもらつていいんですから。ここに例示といえどもはつきりと書かれていると気になると

ころなんですね。



委員 唐崎

今閔 そうでもしないと難かしいですね。

喜谷 ですから本当だつたら局方

品は効能まで決めてしまつて、元のよう承認からはずしてしまえば良いんですね。

喜谷 ですから本当にやめられ

ます。この辺をあまり一律にされ

て一般用と区分して行政指導をさ

れて、資料などを出しておられるわ

けです。この辺をあまり一律にされ

てごめんなさいよといつてま

りますが、この条文だけでいきます

けどね。この条文だけでいきます

し、難かしいところもありますか

ら。

喜谷 しかし原則としてはそういう

いふべきであります。

滝沢 しかし条文通りでみると臨

床試験は必ず必要だというように
読まれますね。

今関 何かそのような感じがしま
すね。

喜谷 それからもうひとつその前
の二項の三にある「医薬品、医薬部
外品、化粧品又は医療用具として不
適当なものとして厚生省令で定める
場合」というのがあります。この「
不適当」というのもどこまでかとい
う



員 委 沢 滉

わい文句ですね。

薬効再評価

喜谷

次に我々に關係のあるのは

第十四条の三の医薬品の再評価です
ね。従来の再評価は行政指導でやつ
てきましたが、再評価をはつきり法
律の中に入れたということです。

唐崎 これは親切ですね。

我々の一般用医薬品の再評価も現
在進行中ですが、今まで行政指導
で手続きの指示がでていたことが今
後は法律に基づいてこういう再評価
をしますよということがでてくるわ
けです。

滝沢 どこかでこの再評価という
言葉の定義付はされているのかとい
う話がでたんですが、どうなんじ
ょうね。

喜谷 それは第十四条の三の二項
に「厚生大臣の再評価は、再評価を
行なう際に得られている知見に基づ
き前項の指定に係る医薬品が第十四
条第二項各号のいずれにも該当しな
いことを確認することにより行う」
というようになつています。

唐崎 ここでは例の配合理由が認
められない場合などを該当させると
いうことのようですね。

滝沢 本来この項は品質だけのは
ずなんですが、配合理由まで入って
くると品質から離れてきますね。確
かにこの「不適当」というのは、こ

う言葉の定義付がされていると読み取
るわけですね。

喜谷 まあそうですね。

新しい法律を遡って適用することはで
きないでしょ。

喜谷

スタート時点では法律によ
つていませんからね。

喜谷

スタート時点では法律によ
つていませんからね。

伊藤 現行の新医薬品の三ヶ月の
再審査でも法律の施行時点で副作用
報告義務経過中のものは旧法で良い
らしいんですね。

喜谷

再審査でも法律の施行時点で副作用
報告義務経過中のものは旧法で良い
らしいんですね。

滝沢 それは結論の出たものとい
う意味ですか、それとも進行中のもの
もですか。

伊藤 進行中のものです。

喜谷

進行中の状況がありましてね。業界の
方でも新法律によると六年とれなく
なるわけですから、利害がからんで
くるんですね。ですからまだかたま
つていません。

滝沢 ああそれは経過措置で処理
するわけですね。

伊藤 進行中のものです。

喜谷 ただそれがね、いろいろな
進行の状況がありましてね。業界の
方でも新法律によると六年とれなく
なるわけですから、利害がからんで
くるんですね。ですからまだかたま
つていません。

喜谷 鎮咳去痰薬も薬事法が発効
するまで公示を待つんですか。

滝沢 途中で結論がでたものはど
うするんですね。従来の行政指導
でやつたものは結果の発表までそれ
でゆくんでしょうかね。その辺はは
つきりしていませんが。

喜谷 新薬メーカーさんにとって
は大問題ですね。

滝沢 こういう過渡期にはいろ
いろいう問題がでてきますね。

第十六条、十九条は、前にお話の
けど、結果が発効前に出た場合、新
出た通りで、次に我々に關係がある

のは何になりますか。

唐崎 第二十六条の三項が若干関係がありますね。ここで始めて卸売一般販売業という言葉が法律上でてきたわけです。

—— 卸売の立場が明確化したといわれる部分ですね。

唐崎 この項は後の第七十七条の二の情報の提供といったことに関連してでてくるわけです。

ここで従来的一般販売業と卸売一般販売業の区別といふものが明確にされたということですね。

—— 卸さんにとっては大きな問題ですが、我々には影響がございませんか。

伊藤 この第二十六条は直接関係ありませんが、第七十七条に関連し

て卸さんからメーカーに情報をよこせという要求がでてくると思いま

—— それがプロパーの資格化の問題、プロパーが情報提供者になるという形になってくるんですね。

伊藤 それもあるわけです。

喜谷 次に第二十七条ですが、一般販売業の業務の管理についての規定ですね。

伊藤 これは第九条を受けたもの

G S P ですね。

喜谷 ここではメーカーであつて、一般販売業の資格をとっているところの支店とか出張所の試験設備などの問題がからんできます。

滝沢 これが問題になつているんですよ。

唐崎 第二十七条によつていろいろと厚生省令で規定する場合であります。

喜谷 研究所の試験設備を使えるようにしてほしいという要望はだされています。

滝沢 それは自社商品の場合だけです。

唐崎 や、若干の取扱品も含めて」ということなんですか。

滝沢 そうなんですか。

唐崎 それだけメーカーの場合は高度な試験設備があるということが前提なんですね。

喜谷 これは薬局関係でも試験セ

—— シターミたいなところを利用できるようにしてほしいという要望がでてますし、現実に薬剤師会でも各県にそういうセンターを作りつつあるわ

厚生省でもある程度はそれを認めようという考え方のようですが、ただ

どこまでが各薬局でやるべき内容か

というところが難かしくてまだ決まつていません。

添付文書と表示

喜谷 次は第五十条になります

か。

伊藤 その前に第四十二条の二項

がありますね。

これは「中央薬事審議会の意見を

聴いて、その性状、品質、性能等に

関し、必要な基準を設けることがで

される」とあります。この性状等の

等の意味は使用上の注意が代表

されることです。

滝沢 ああそうですか。安全性の

基準だと聞いたんですが、そういう

ことなんですか。

伊藤 それから「聴く」という文

字は、現行法では「聞く」になつて

いますね。

滝沢 この「聴く」と「聞く」は

どう違うんですかね。

かね(笑)

喜谷 現在のところ使用上の注意

は正式な基準はないんでしょう。

伊藤 指導というか、自主的なも

のですね。その最低基準というも

を医療用の場合行政指導されていま

すね。

喜谷 そうすると我々のやつてい

る一般用医薬品の使用上の注意も基

本的な基準がでるんですか。

伊藤 今度の胃腸薬基準にしまし

ても、使用上の注意は局長通知で出

ます。

伊藤 省令でも具体的な細かいこ

とは指導だと思いますね。ただはつ

みたいなかたちで。

伊藤 省令でも具体的な細かいこ

とは指導だと思いますね。ただはつ

みたいなかたちで。

伊藤 こうしては、その使用期限」を直接の

容器に表示するということが入りま

した。

喜谷 次に第五十条の十項に新し

く、「厚生大臣の指定する医薬品に

あつては、その使用期限」を直接の

容器に表示するということが入りま

した。

この厚生大臣の指定する医薬品といふのが問題になるわけですが三年以上安定なものは除くということになります。

滝沢 この三年以上安定であるか

どうかということはメーカーの責任

において判断するということです
よね。

|
具体的にはこの指定はどう
いうかたちになるんでしょうか。成
分で決まつてくるんでしょうか。

喜谷 それはまだ決まっていません
ん。同じ成分でも製剤によつて安定
性が異つてきますからね。これにつ
いての日薬連での要望としては、ま
ず第一に指定対象から製剤専用医薬

この条文で使用期限が法律化された
ということですね。
喜谷 この使用期限の表示も小さ
な製品の場合そのスペースが無いと
いう問題があります。その辺もうま
く厚生省の方でも実状にあつたよう
く厚生省の方でも実状にあつたよう
に指導してほしいですね。

現行の九製剤も法律に基づくと、
罰則や回収といったことが問題とな
りますから業界に対する影響がでて
きますね。

流通上でいうと使用期限の切れた
製品の返品問題がでてきます。

期限が切れたものは不良品なのか
という質問をされた方がありました
ね。

いざれにしても今後表示しなけれ
ばならない事項はふえてくるとい
うことですね。次は何条になりますか
ね。

品は除いてほしい。第二に最終包装
製品であつて適正な保存条件の下で
三年以内に経時変化するおそれがあ
るものは指定されたい。第三に使用
期限設定にあつては自社の経時変
化データに基づき自主的に定めるこ
ととされたい。以上の三点を要望と
して出しています。

唐崎 現行の九製剤のような経時
変化の激しいものだけが指定される
ことになると思ひますね。

現行の九製剤のようないくつかの
ことを報告させる事項になつてくるわ
けです。

それから新しい条文として第六十
九条の二の緊急命令というのが加え
られました。これは副作用上の問題
が起つた時などに販売や授与を一時
停止するよう命ぜることができます。

唐崎 そういう場合は基準の明確
化と運用を慎重に行なつてほしいと
いうことを要望したいです。

一度そういう命令をだされてしま
つたらその製品を再度市場に出すの
は非常に難かしいことですからね。

喜谷 次の第七十条の廃棄等では
従来無かつた「回収」を命ぜること
ができるようになりました。

伊藤 回収をさせるという場合に
一般販売業あるいは卸の記帳義務が
ないと難かしいだろうということに
なりますね。

唐崎 後にでてくる第七十四条の
二の承認の取消しや、第十四条二項
の承認を与えない条件に該当してし
まう場合はこの条文によつて回収、
廃棄させられることになります。

喜谷 その次は第六十九条の立入
検査等になりますね。この条文では
従来の「必要な報告を命じ」とあつ
たものが「厚生省令で定めるところ
により必要な報告をさせ」に改めら
れました。これは例の副作用報告な
どを報告させる事項になつてくるわ
けです。

伊藤 ほんのちょっとした表示ミ
スでも回収しなければならなくなつ
たわけで、従来の様に市場にあるも
のは良いということにはならないん
ですね。

喜谷 次はいまお話の出た第七十
四条の二の承認の取消し等になりま
すね。今まで承認の取消しは法的に
根拠が無かつたんですが、これで承
認の取消しができるようになったわ
けです。

ここで目新しいことは第七十四条
の二の三項の二に「正当な理由なく
引続き三年間製造又は輸入していな
いとき」は承認を取消せることにな
ります。

喜谷 まあ正当な理由がつけられ
る場合は良いわけですから。

伊藤 自動的に取消されてしまう
んですか。

喜谷 実際に製造しているかどうか
は、どうやってチェックするんです
かね。工業所有権における商標の場
合は登録されてから過去三年間使用
しなかつた場合に他から使用取消し
の申出があると、正当な理由が無い
限り登録を消されてしまいますね。

しかし医薬品の場合はそういうこと
はできないですからね。

伊藤 生産動態統計の報告をする
ことになりますね。

はこの法律の公布の日から一年以内に施行するとなつておりますが、

業務局長は五十五年四月施行の予定

であると言つておられますがどうなりますか。

それまでに必要な政省令を作ると

いうことです、すべての政省令を作ることは無理でしょね。

したがつてある程度段階的な施行になるのではないでしょか。

附帯決議

今回の薬事法改正は、開発

ね。

力のあるメーカーを育成してゆこう」ということが骨子であり、中小企業に対しても何等かの救済措置をとるという様な話を聞いたなんですが、どうなんでしょう。

臺谷 法律上ではすべてのメーカーは一律ですよ。

唐崎 それは附帯決議の中で「中

小零細企業の近代化の促進に配慮する」というのがありますので、それを指しているんでしょが、当局は今のところ特に何もいっていませんですね。

—— この附帯決議は法的な拘束力というのはあるんですか。

臺谷 法的な拘束力というのは無いんじやないですか。

伊藤 政省令を作る時にある程度考慮するということでは。

喜谷 厚生行政上で、こういったことを考えなさいよということです

がこれまでに必要な政省令を作るとあるとはいえないですよ。

それからラブロパーの資質の向上と

いうことも、衆参両院とも附帯決議に入っています。

—— これについては製薬協ではすでに教育方針を作りましたし、直販協も検討を進めているようです

ね。

喜谷 この問題は最初、厚生省は西独の薬事法にもあるので、法律に入れようとしたんです。ところが業

界が時機尚早だという意見を出した

ので、それでは業界としてそれを推進する対策を考えてくれということ

臺灣 は一度です。

唐崎 これは附帯決議の中で「中

小零細企業の近代化の促進に配慮する」というのがありますので、それを指しているんでしょが、当局は今のところ特に何もいっていませんですね。

—— この附帯決議は法的な拘束力というのはあるんですか。

臺谷 法的な拘束力というのは無いんじやないですか。

がきたりした時に対応できる様な人間の養成をしておく必要がありますね。今までに家庭薬の方でそういうことがありますか。

伊藤 ほとんどありませんね。

喜谷 資格化までゆかなくとも年に一度位はそういう講習会を開くことは必要でしょうね。

伊藤 業者がやっているものはありませんね。

—— 組合としてそういう業者に委託するといった方法もあるんじゃないでしょうか、何もやってないと

いうのはどうもね。

唐崎 国会審議の過程では議員の先生方もこの件については大変熱心

だったので、無視できないと思いま

す。当面は医療用のプロパーが問題

なんですが、例のいろいろな薬害問

題などを防止するためにも、情報提

供者であるプロパーの教育はしっかりとしなくてはならないということですね。我々家庭薬の場合はその面で

必要でしょね。

—— 我々としては直販に対抗しています。

喜谷 まだ検討していないんです

—— 家庭薬の方では必要ないんですか。

の委員会が担当なんですか。

一同 流通委員会でしょうね。

唐崎 家庭薬の場合、自社製品についての社内教育や外部講師を使つたセールス教育はされていても、広い意味でのプロパー教育はあまりさ

れていないんじゃないでしょうか。

滝沢 アメリカの薬剤師会が書いた本がありますね。あの程度の基礎的な薬理知識ぐらいはもつてなきや

りませんね。

—— 救済法

喜谷 次に救済法ですが、皆さん的一番関心がおありになるのは拠出金ではないかと思います。

この件については厚生省からいろ

だつたので、無視できないと思いま

す。当面は医療用のプロパーが問題

なんですが、例のいろいろな薬害問

題などを防止するためにも、情報提

供者であるプロパーの教育はしっかりとしなくてはならないということですね。我々家庭薬の場合はその面で

必要があると思います。

—— これは十月十五日に医薬品副作用救済基金が発足するよう聞いておりますが。

喜谷 そうですね。そしてその基金となる拠出金については十一月頃までに決めるということです。

—— この基金の事務所や役職員

も決っているようですが、我々は拠

出金をどこへ出せば良いんですか。

喜谷 基金へ出しますね。

その額は自主申告なんです

——これは税金よりも優先する

『医薬品副作用被害救済基金法』

○「救濟法施行令の一部を改正する政令」へ行、五百行。

伊藤 いや、それは調査方法が決
められます。

伊藤　いや、それは調査方法が決められます。

喜谷　算出の基礎になるのは前年

唐崎　そうですね。これは滞納する強制徴収ができますので、扱いとしては税徴収法と同じということ

喜谷 算出の基礎になるのは前年
度の出荷数量なんです。そしてその

度の出荷数量なんですね。そしてその価格をどうするかということが問題です。
喜谷 この救済法についてはすで

なんです。医療用の場合は薬価基準
価格ということにして、メー カーの
販売価格とは、いえます。

値段何倍ではないんで
一般用の場合は厚生省の考え方と
しては医療用に準ずるような価格に
すべきだといっておられます。

—— そうするとB価になるんで
すか。

喜谷 いや、薬価基準価格といふのは最終小売価格の様なものですか
ら、それでいくとA価に近い価格になるのではないしょうか。

しかし、業界としてはそれでは高すぎるということで、折衝している

わけです。
いずれにしてもメーカー出荷価格
でないということです。

この基本金額に傾斜率というものが掛けられます。つまり例えば医療用の新開発医薬品と一般薬ではそのリスクに大きな差がありますし、剖型によっても違うので、その危険率を掛けようということです。

心の高いと思われる拠出金の部分のみを収録し、他は割愛させて頂きましたのでご了承頂きたいと存じます。

編集部追録

—— 本日はどうも長時間にわたり貴重なお話をありがとうございました。
わざと質問されないと見えた。

に公布されておりますし、それに付随した政省令もでておりますのでそ

◎「医薬品副作用被害救済基金法(以下“救済法”)」公布、施行。

昭和五十四年十月一日

この座談会後に次の様なことが決定
又は確定いたしました。

『医薬品副作用被害救済基盤法』 公布後の経過について

『医薬品副作用被害救済基金法』

◎「救済法」附則第三条の告示日。
これにより救済給付（同法第二十八条）は昭和五十五年五月一日以降に発生した被害に適用されることになり、又、同基金の初年度拠出金（事務費）納入は、昭和五十四年十一月一日現在医薬品製造輸入販売業の許可を受けている者に課せられることになった。

条第一項)に関する告示、省令の公示
①抗悪性腫瘍剤・免疫抑制剤・血液
製剤。
②人体に直接使用されることのない
もの・衛生材料・そのものの自体では
効能効果を有すると認められるも
の。

△昭和五十四年十月十五日▽

●“基金”正式に発足。

業務①医療費、障害年金、遺族年金等
の救済給付②保健福祉事業③拠出金等
の徴収――など。

△昭和五十四年十一月一日▽

- 「救済基金設立のための施行令、政令」公示。

◎「医薬品副作用被害救済基金法(以下“救済法”)」公布、施行。

昭和五十四年十月一日

この座談会後に次の様なことが決定
又は確定いたしました。

『医薬品副作用被害救済基盤法』 公布後の経過について

『医薬品副作用被害救済基金法』

余技を語る

森田製薬株式会社

森川重太郎社長

「先輩にきく」というシリーズの
答でしたが、今回は「余技を語る」
というテーマになりました。

福王寺法林先生から「素直で気品
がある」と賞賛されたという静物画
を拝見しますと、まさに気品に溢れ
ていて、好ましい作品です。とても
画歴五年とは思えません。

デッサンも真面目でハッタリがあ
りません。

カヤ夫人は六十歳を越えてから自
動車の運転免許をおとりになり、社
用はもとより、ご主人の写生のお伴
もされています。おふたりとも仲々
の凝り性のようでございます。

—— 本日は回効散という歴史の
ある家庭薬メーカーさんとして、何
かお話を聞かせて頂きたいと存じま
して参上いたしました。

森田 晴のところは七年前に再出

発しまして、やれやれという矢先に
石油ショックを受けました。

つい組合の方もご無沙汰をしてい
るようなわけで、申しわけありません
。とても先輩ぶって、業々しくお

話を申しあげるなんてことは、私の
気持にそぐわないでの、ご勘弁ねが
います。

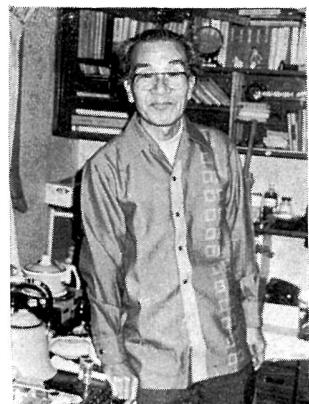
私のところは、とても広告なんか
する力がありませんので、愛用者を
大切にしようと思つてゐるのです。
サービス券を商品に同封してありま
すが、その名簿が数千人もありまし
て、どうしても回効散でなければな
らないという方が体験談を寄せて下
さるのです。

しかし、全国どこにでもあるとい
うわけではなく、とくに関西が弱い
ようです。東京都でも置いてない
薬局が大分あるようです。

昔の問屋さんは、玉置さん、大木
さんがよく面倒をみて下さいました
が今の問屋さんは違いますね。広告
しなければ駄目だと言われます。

もつともなお話ですが、微力でと
ても広告なんかできません。

私の父は社会奉仕に夢中になりました。
して、組合にも顔を出しませんでし
た。金が要ると申しますと、回効散



森田氏

したりして遊んだものです。

津村岩吉さんは、特別に私ど

もの面倒をみて下さいました。

エの浜のセンタービル地階のフード

ランドを仕上げ、その後、旧三

翠光という結婚式場なんかやつ

て成功しましたが、才能がある
のです。今は、月、水、金だけう
ちの会社を手伝ってくれています。

長男は東大出身で、神崎製紙勤務

ですが、そのうち手伝ってくれるよ

うになるかも知れません。

—— ところで、絵の方は何年や
つておられるのですか。

森田 五年です。京華中学では、
絵の先生の故穴山勝堂先生に可愛が
って創製し、父は先代の津村重舎さん
とご一緒に、大和から上京してきた
のです。

大木卓さんは兄のよう私を可愛
がってくれまして、亡くなられたとき
は声をあげて私は泣いてしまいました。
した。



森田令夫人

京華から東京薬学専門学校へ入つ

て、祖母在世中は、私の幼年時代に

道玄坂上のお邸へよく行きまして

一緒に撞球をやつたり、トランプを

たのですが、玉置源一郎さんとは同級でした。

薬専では実験が好きで、くそ真面目で通しました。

八年前の父の三回忌のときです。私も六十歳になつたし、何かやってみたいという気持になりました。

父が日本画が好きで集めていましたので、日本画でも始めようかと思ったのです。

北村西望先生には親しくして頂いていましたが、先生は私の絵をご覧になつて「森田さん、あなたは眼が高いね。形がしつかりしている。」と言つて下さったことがあります。

その一言が私を励まし、張りが出てきたのです。

年齢も年齢だし、他人の三倍も五倍も写生することにして、やたらに描き、描いては部屋中に並べていました。

そのころ、東武の七階に産経学園がありまして、そこへ私のデッサンを持って行つたら賞められたので、よし三年は勉強しよう、と決心したのです。

ところが、近所の飯塚先生から「所詮素人は素人」と言われたことで逆に私は奮闘したのです。

「入門から大作まで」という本で

日展系の依岡慶樹先生について勉強しておりました。先生は心臓が弱くして、時々入院されました。

その間、アトリエ出版社の「ゾト リエ」で花山学園を知り、現在そこで院展系の小谷津、伊藤の両先生について勉強しています。

どちらの先生も、日展系と院展系という違いはありますが、良い先生方です。

北村西望先生には親しくして頂いていましたが、先生は私の絵をご覧になつて「森田さん、あなたは眼が高いね。形がしつかりしている。」と言つて下さったことがあります。

どうも長時間、面白いお話を聞かせて頂きまして、ありがとうございました。

W F P M M

総会報告（その一）

—オーストラリア・ニュージーランドを垣間見て—

全国家庭薬協議会

会長 津村 重孝



カット 森田重太郎氏

いるんです。場所は銀座がいいです

一人は日本橋ロータリークラブで世話をした交換留学生アマンダ・ヒル嬢で、妹さんを連れて迎えに来てくれたのです。彼女のHONDA

の絵を見せたら「森田さん、一本持つてますね。」と言われました。

その意味を聞かぬうちに、弘三さんが亡くなつてしましました。

どうも長時間、面白いお話を聞かせて頂きまして、ありがとうございました。

あり、珍らしく感じた事も沢山あるのですが、ニュージーランドの事などと共に旅行談は後に述べる事にして、先ず理事会、総会の報告をします。

オーストラリアは初めての訪問で

理事会が開かれました。コーム会長、リーズ事務理事、コーパス（米国）、バッハ（西独）、カミング（豪州）、ハーバー（カナダ）、ウェルズ（英國）等各国の理事はほとんど顔見知りで、至つて和やかな雰囲気の中で開かれました。今回は近く加盟が予定されている韓国代表二名も、オブザーバーとして迎えられました。

10月22日ウェントワースホテルで第五回総会が10月23日からオーストラリアのシドニーで開かれたので出席しました。私共は10月20日夜出発し、シドニーには翌早朝に到着しました。空港は可成り混雑していました。空港は可成り混雑していました。

日本からはエーザイ内藤社長と私が出席しました。

協議した事項は次の通りです。



50. 11. 4.

ラベル表示に関する決議が採択されました。この内容は既に日薬連理事会で承認された通りのもので、日本の現況から見ればとっくに実行している言わば最低限の記載義務に関するものであって、我々にとっては何も問題になる点はありません。

この案の論議の時、表示に関連して広告について話が出ましたが、各國共、規制が厳しきてその対策に悩まされているようで、私としては日本が逸早く自主規制を実施してこの問題を解決してしまっている事に大きな満足感を覚えました。

WHOとの関係については、一昨年NGO(WHOの公認団体の資格)を取つてから大いに密接な関係が確立されて來たのですが、尚一層この関係を増進し、世界の六ヶ所にあ

りました。副会長は今回から二名とする事とし、一名は私の留任が決まり、あと的一名はコーブ氏(米国)を選任する事になりました。

第六回大会は一九八一年米国ウエストバージニア州グリーンブライヤーで開催する事となりました。詳細

W.H.Oとの関係については、一昨年NGO(WHOの公認団体の資格)を取つてから大いに密接な関係が確立されて來たのですが、尚一層この関係を増進し、世界の六ヶ所にあ

りました。副会長は今回から二名とする事とし、一名は私の留任が決まり、あと的一名はコーブ氏(米国)を選任する事になりました。

会長はコーム氏(米国)が退任せられ、オーストラリアのカミング氏を推す事になり、総会に提案する事になりました。

西太平洋地区の担当理事選任については、オーストラリア等の賛成を得て、エーディ常務、内藤幸次氏が就任する事になりました。日本の属する事になりました。



るWHOのRegional office(地区出先機関)との接触を強化するため、それぞれの地区に担当理事を選任する事になりました。日本の属する事になりました。

特に一般薬の危険率即ち抛出傾斜率について、西独代表からは自国の救済制度の場合(医療用)に対し、一般薬一と比較して、日本での比率が10分の一と大変低い事を羨ましいと言う声が聞かれました。

西独は積立金方式ではなく保険ですでの、どちらが企業にとって有利か、又実際に売上高に対する抛出金の割合はどうなのかといった細部に亘つて質問がありましたので、総会のために来ておられた第一製薬鈴木常務(救済制度審議会委員長)と共に一応の説明をし、確定したら後刻報告書を提出すると約束しました。

コーム会長は「WHOとの関係が密接になった事を報告し、責任あるセルフメディケーションの価値・役割の見直しを目的としたシンポジュームが一九八〇年3月31日米国ワシントンで開催されるので、主催者である米国は各国代表の参加を呼びかけています。

救済制度が成立したニュースは各國の理事達も既に知つており、細部にわたつて熱心な質問がありました。

特に一般薬の危険率即ち抛出傾斜率について、西独代表からは自国の救済制度の場合(医療用)に対し、一般薬一と比較して、日本での比率が10分の一と大変低い事を羨ましいと言う声が聞かれました。

西独は積立金方式ではなく保険ですでの、どちらが企業にとって有利か、又実際に売上高に対する抛出金の割合はどうなのかといった細部に亘つて質問がありましたので、総会のために来ておられた第一製薬鈴木常務(救済制度審議会委員長)と共に一応の説明をし、確定したら後刻報告書を提出すると約束しました。

コーム会長は「WHOとの関係が密接になった事を報告し、責任あるセルフメディケーションの価値・役割の見直しを目的としたシンポジュームが一九八〇年3月31日米国ワシントンで開催されるので、主催者である米国は各国代表の参加を呼びかけています。

特にお詫びいたします。今後の課題はいかにしたら消費者が有効に利用する事が出



オペラハウス

方を使って敬意を表していました。

各国代表共、OTCメーカーの社

総会の結論としては、先進国と開発途上国とではセルフメディケーション

迄とは違った親しみを見せてきたような気がしました。

対談(7)

新しい発想と 経営的ロマンを 求めて

常業經濟研究所

常松已一毛

常務理研究所
藥業經濟研究

常松己一氏

藤井 本日はお

お忙しいところ

この対談シリーズをつとめさせて

恐縮でございま
一ズは毎回私が
て頂いておりま

大衆薬懇談会製作の映画「うちの主治医はお母さん」は25日、ランチの前に上映されましたが、何人のものから賞賛の言葉を聞く事ができました。

参加され、且つ多くの御夫人方が行かれましたし、会場には何時も熱心な日本代表团の姿が沢山見られました。このような事から、今まで多少異人種と見ていたような人達も、今

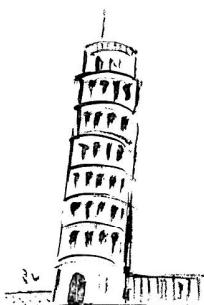
していき事を確説し、政府・消費者・業者が同一の立場から真剣に取組むべきであるという事になりました。

そしてWHOの提倡している「西暦二千年に全人類に健康を」というスローガンに、この面からタッチして行く事になると思われます。

今回の総会に出席して感じた事ですが、今迄にない多数の有力な方が

総会の結論としては、先進国と開発途上国とではセルフメディケーションの内容に大きな相違がある事を認識し、その上でそれぞれにこの問題

そんな意味からも今回の総会は大成功と言えるでしょうし、関係者の一人としても大変嬉しく思っています。



☆3.3月 年前1.0版 1.0版1.5版 6月1.7版

10時 開会式	WHO事務局長「第1回会議」
開会の辞	コーム WPFMM 会長
歓迎の辭	R・J・ハント森洲保健相
WHOメッセージ	中嶋 宏・WHO西太平洋地域事務局長
来賓講演	チャーチル・C・エドワード 米国FDA元官長
WHO講演	グイットリオ・ファトレスシ博士 WHO予防・診断・治療部門ディレクター
議長講演	コーム WPFMM 会長
4時15分～3時45分	〔第2回会議〕
記念講演	
「広告と自主規制」	R・J・ハント氏
「セルフメディケーションの安全性と有効性」	D・J・C・ザーランド氏 (英國マイルズ社長)
「セルフメディケーションの経済性」	フォン・マンガ・ケーニッヒ教授 (前西独厚生省官)

◇ 24日 午前9時～12時45分 [第3回会議]

『自己手当と消費者』

「オーストラリアのヘルスケア研究」

R・レイトイ教授
(東洋大 SW 大学哲学部長)

「小先業局の立場から」 J・P・マッヌー氏
(滋賀、明治切合会会長)

「消費者の立場から」 G・J・L・バシリウ女史
(英國女性フォーラム会員)

「政府と消費者」 H・K・ヌチャワット氏
(寮國、NUS 保険相)

「企業の立場から」 J・ワルデル、P・A副会長

「家庭保健医議会」 フリーザー、チャストン
(米国同議会会長)

◇ 3.5月 年前8時～12時30分 [第4回会議]

「荒島道上における自己手当」

講 演 者 中嶋 宏博士
 (WHD西太平洋地域事務局長)

J・M・フライニール医師
 (フィリピン農園農村再開発研究所長)

M・D・バーカー氏
 (ニカラス、イランダナショナル社、アフリカ中央アフリカ地政顧問会長、ケニア)

「各 国 報 告」

カール・ハイセン、リーゼ、WFPPM専務理事

A・J・ワーテル、森州大蔵省公債等研究室

J・ドナド、ハーバー、カナダ大蔵省監査会、会長候補下參、日本国税院議員(日米連絡報告者)

ジョン・P・ウエルズ、英國大蔵省貿易部専務理事

ジェイムズ・D・ロード、FA公長

○次期会長に森州のJ・G・カミングスを選任

「財 会 の 辞」 ゴームWFPPM会長(昭和5年)

常松 私は家庭薬という概念をどう捉えたらよいかということなんですが、一般薬という場合と何か違いますか。

大衆薬、家庭薬、OTCなどといろいろ呼んでいますね。

藤井 法律上からは一本で、一般薬の中に包含されています。定義となるとむつかしいのですが、本舗家業というものがありまして、世襲で単品を守つてきた業態です。一般

薬の中でも、チエーンとか、新薬メーカーが発売しているものとは何となく違っています。

ですから、本舗家庭薬というイメージでお話して頂いて結構でござい

ます。

常松 私は以前から本舗家庭薬さんとはおつき合いが深いのです。

家庭薬さんとの懇談会は楽しいサロンの感じですが、一般薬は行政用語なのですね。

藤井 東京都家庭薬工業協同組合は戦前からありますて、親睦団体としての機能が大きいのです。



藤井 康男 氏

常松 東京都家庭薬工業協同組合は協同組合としての本来の使命と仕事を果しているのですかね。

大衆薬には日本大衆薬懇談会があり、一般薬には全国一般薬協議会がありますが、同じ業界に違う性質があるみたいですね。

藤井 こういう例は関西にも、中部地区にもありますし、別に日薬連があつて、各種のメーカーが入っています。

個々に薬事法やGMPなどの問題に対応すると混乱を起こしやすいので、日本大衆薬懇談会の下部組織とか、日薬連の下部組織の中でやっています。

常松 日薬連の中に一般薬協議会がありますか。
藤井 今でもありますて、武田猛さんはやっています。
常松 大阪にも家庭薬工業協同組合はありますか。
藤井 大阪家庭薬協会というのがあります。
常松 東京に協同組合があるなら大阪にも、奈良にも、滋賀にも同じ語なのですね。

常松 東京に協同組合があるなら大阪にも、奈良にも、滋賀にも同じ語なのですね。

藤井 そのを作り、その連合会を作つてはどうですか。
常松 今の時代は消費者の意識が変わつてきています。迎合する必要はありませんが、消費者の意識動向といふものに、科学的に対応する必要があると思います。古い伝統に護られてはいるけれどそれなりに科学的な見地から、普及のための工作を考えなければいけないと感じます。

藤井 最大公約数の意見でなく、鳥合の指導課もあるし、上部団体として商工会議所がありますが、家庭薬は上につながらないので、横に並んでしまいます。

常松 通産省や中小企業庁の中には商工指導課もあるし、上部団体として商工会議所がありますが、家庭薬は上につながらないので、横に並んでしまいます。

藤井 協同組合は方々にできていますが、農協の場合が良い例で、対

長い伝統があり、国民の中に定着している家庭薬としては、もう一度原点に帰って考える必要があると私は考えます。

日本大衆薬懇談会は政治的目的があるならそれなりに意義もありますがね。ただ大衆薬をのんびり下さいというのなら、ただPR団体ということの意義しかありませんね。

しかも、のんびり下さいという競争なら、新薬メーカーにはかないません。戦略をもつと効率的に考えないと無駄骨になるのではないでしょうか。

常松 目的とか目標がないと駄目ですね。目的を持ち、目標を達成するかどうか、ということです。

藤井 戦後最大の問題は健康保険ですね。健保が実施されると大衆薬が減ると言われ、また減りもしますが、同時に出てきた医薬分業の問題にしても、大騒ぎするのは我々ではないですね。

常松 過去を振り返ってみて、家庭薬の本質にかかるような問題は一つもなかつたような気がします。

藤井 業界には危機はないのです。危機だ、危機だと言つてゐる間は危機はありません。「危機突破」とよく言われますが、そこから何があるのでしょうか。それだけ

ありますが、農協の場合が良い例で、対応するときだと思います。

藤井 新井さんに叱られるかな。(笑) まことに叱られるかな。(笑)

常松 業界には危機はないのです。危機だ、危機だと言つてゐる間は危機はありません。「危機突破」とよく言われますが、そこから何があるのでしょうか。それだけ

藤井 家庭薬の経営者として、こ

れから何を考えたらよいのでしょうか。

企業というものは職能分業なのであります。医療用の五五%が病院向で、作るもののが時代から離れてしまつたら経営にはなりません。

常松 経営の合理化です。合理性

ということを考えることですね。

文化は作るものと、生み出すものとがありますが、経営も同じです。

藤井 私は業界に入つて十七年になりますが、GMPとか、処方の洗い直しとかが出てきましたが、家庭薬業界は比較的に進んでいますように思いますが。

許可だけとつて、売つていらないものが従前は山ほどありましたが、売らないものは廃止するよう指示され、大量に整理しました。

受け身ではあるにしても、相当の努力はしています。

常松 たしかに時代に即応はしています。



常松 一巳 氏

企業は成立します。

自然分業でいいということです。

危機があるとすれば不安感だけです。危機だと思う不安ですね。

不安感が危機症状をつくり出すので、危機そのものではありません。藤井 オーソドックスにやつていればいいわけですね。

常松 家庭薬を扱わなくなるといふことはありません。商売ですから

ね。

企業といふものは職能分業なのであります。医療用の五五%が病院向で、作るもののが時代から離れてしまつたら経営にはなりません。

常松 経営の合理化です。合理性

ということを考えることですね。

文化は作るものと、生み出すものとがありますが、経営も同じです。

藤井 私は業界に入つて十七年になりますが、GMPとか、処方の洗い直しとかが出てきましたが、家庭薬業界は比較的に進んでいますように思いますが。

許可だけとつて、売つていらないものが従前は山ほどありましたが、売らないものは廃止するよう指示され、大量に整理しました。

受け身ではあるにしても、相当の努力はしています。

常松 たしかに時代に即応はしています。



常松 一巳 氏

企業は成立します。

自然分業でいいということです。

危機があるとすれば不安感だけです。危機だと思う不安ですね。

不安感が危機症状をつくり出すので、危機そのものではありません。藤井 オーソドックスにやつていればいいわけですね。

常松 家庭薬を扱わなくなるといふことはありません。商売ですから

人口割にホームドクターを置いて、

給料を払わないとやつていけませんが、日本では自然に開業医が出来ています。

そうした医療体制に沿つて職能分業は行われてますが、店舗の中では行わないというだけです。

店舗でやるだけの量がないからです。

需要と供給があり、利潤があれば

それを捨てる必要はありません。

健康保険は財政が逼迫していますが、人の生命に關することをえ、二千億の赤字しか出ません。

その部分を社会保障で、あと

の部分を社会保険でみればいいんですね。

被保険者と事業主が支払い、国は赤字の部分を負担すればいい、と私は主張しているのです。

社会保険といふものは、事実上國

家財政の中では、所得の再分配を機

本来一本化すべきなのに、未だにバラバラになつてゐるわけですから

製薬業界の方も、大企業、中小企業は同じベースで考えるべきで、あと

はそれぞれの条件の問題ですからね。

「薬業経済研究所」とは

同研究所は、昭和二十三年厚生省の肝入りで業界の有志によって創立した「薬業経済研究会」に端を発し、当時

戦後の混乱のさなかで、とかく今後の方向性を失つていた業界に、政治、経済、金融、行政など各面の調査と各機関との交流を図るということが目的と

されたが、それが昭和二十六年に至つて同会を発展的に解消、現在の研究

能する問題ですから、そうした考え方で体制を立て直せばよいと思うんです。

イタリアの例のように、医療問題で行き詰ったといつては、公営や國営思想で物ごとを運ぶと却つて失敗しますね。

保険といふものは、収入と支出が均衡するのが建て前なわけですから

その範囲内で保障するのですが、その運営が最初から誤っているのです。

本来一本化すべきなのに、未だにバラバラになつてゐるわけですから

製薬業界の方も、大企業、中小企業は同じベースで考えるべきで、あと

はそれぞれの条件の問題ですからね。

藤井 受益者として不思議に思うことは、病院に保険証を出すと、病

所として再発足したのです。

そして同研究所は、昭和二十七年四月から厚生省の委託による「薬事工業生産動態統計」月報並びに年報の発行とその普及業務に從事する一方、製薬事業全般に亘る調査研究に從事しています。

尚同研究所は現在主要な製薬会社の他、化学産業の全領域から参加する、七十余社の会員組織で運営されており

院は点数で請求しているわけですが

いくらの治療を受けたのか、本人には判らないし、また判らないとあります。がた味がありません。

湯水のように使うのを歯止めしないといけないのに、どうして判らないようになつているのか、とある人から質問されて、私は困つたことがあります。

常松 医者はいちいち算盤をはじいて、いくらかかったと領収書を出すことは手間がかかるので、事実上できないわけで、支払基金に行けば教えてくれる仕組がいいんですね。役所だから行きにくい面もありますが。

医者の出す処方の値段以前に、メ

ーカーの薬には価格がついていないで、薬価基準価格だけがある。

藤井 これは重大ですね。

常松 価格のないものを、医者に行って費用を示せといつても無理です。薬価基準は国が定めて支払ってますが、その中で、領収書を出さなければならないという規定もなければ必要もないでしょう。医者の買う値段がバラバラで、しかもそこが企業における守秘権とおなじではないですか。

別に法律をつくって規制すれば別占領しては困るので、三日分のこと

でしょうが。

藤井 イタリアの健康保険では、アルコール関連の疾病については適用されないということは理由のあることがあります。

常松 イタリアは北と南とでは貧富の差がはげしくて、南では医者にかかる費用ないので、社会保障でやつたことがあります。

常松 医療が受けられることになつています。

藤井 日本とは国情がちがいますからね。

常松 健康保険で何から何まで面倒みることはできません。そんなことをしたら財政が破綻してしまいます。

藤井 日本の赤字とは性質がちがうわけですね。

常松 日本で急激に赤字がふえたのは老人の無料診療です。

藤井 無料化というものは漸進的にやるべきものだつたのです。

常松 ところどころで、安楽死論についてはどうお考えですか。

私は不文律でも、医師に任せらるべきだと思うのですが。

常松 慎重に考へるべきことだし

ろを七日分の薬を渡すということに

もなるでしょう。

医療法では、三日分しか出せないことになつてるので、もし問題が起これば医師の責任になるわけです。

藤井 医師の見識において行うわけですね。

常松 福祉という政策へ移ります。老人医療は医療の二五%を占めています。その二五%を新しいシステムに移そうということをやっていますが、そうなればある程度財政問題は解決します。

一方では、そこに費用はかかりますが、鉄道建設よりはるかに安いですね。

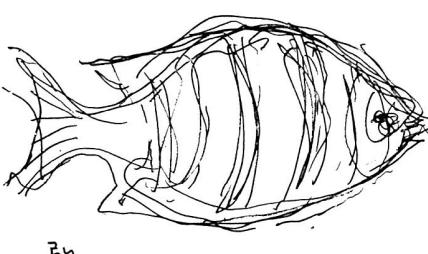
藤井 人口の増加と老齢化ということを考えると、将来の医療は老人センターが中心になります。

藤井 人口の増加と老齢化ということを考えると、将来の医療は老人センターが中心になります。

題です。

老人専門の病院を作り、一定のスケジュールで医療を行い、回起不能

の人はそこで死んでゆくということにすればいいでしょうね。



ところが、業界は自分の問題なのに、何も発言していません。誰かがやつてくれるだろうという気持があるんですね。

藤井 死活の問題ですね。それは医療用だけですか。

常松 一般薬もそうした解釈で一つの尺度が考えられるわけですから医薬品全体の問題です。

藤井 家庭薬全体についてどうお考えですか。

常松 新薬は効果も強いが毒性も強い。家庭薬は効かないが安全だという人もありますが、それはおかしいですね。

効かないのではなく、毒性が弱いあるいはないということです。

生薬にしても、漢方薬にしても、すべて安全だとはいえないですからね。家庭薬には優れた効果があるのですから、それを判りやすく説明すべきです。

藤井 要するに、安易なのです。副作用が少いということよりも、効かない、役に立たない、と一般から思われては困りますね。

私のところでは、安全性をことさら主張してはいません。逆に薬理作用を主張しています。

常松 その考え方は正しいですね。家庭医療は自分で自分からだを護るものです。医者にかかる以前の自己治療です。医療生活の中の保健部分で、家庭薬はそのお手伝いをするわけですね。

藤井 医療体系の中で、家庭薬の果たさなければならない責任が判つてないのですね。

常松 医学が専門化してきて、専門医が町医者と同じ扱いではおかしいではないか、という主張が出てきていますが、保険制度そのものが問題です。パラメディカルの世界が大きいけれども、それもまた大きな問題です。

藤井 藥業経済という講座が出来て、私も講師をやりましたが、結局簿記学とか、薬制論になってしまってますね。

常松 経世済民医学とでもすればいいですね。

藤井 薬事法と関連させて、薬制学としたらという考え方もあるのです。

常松 日本以外では、自然科学の分野で歴史を重視しないところはありませんね。

藤井 常松 史学的の感覚がなければ駄目ですよ。

藤井 どうも本日は貴重なお話をありがとうございました。

常松 藥学はライフサイエンスですからね。

藤井 藥学教育を修めても、医学

の現場の匂いを嗅いでないですね。隸属的という意味でなく、医学部薬学科という発想は正しかったのか知りません。

藤井 藥学の講座は軽くて、重いのは植物成分化学とか、有機化学とかでした。現在はよくなりましたね。

常松 薬理学をおろそかにしたのですね。

藤井 現在はよくなりましたね。

喜谷市郎右衛門
ヒサゴ 薬品社長

霞ヶ浦海軍病院 勤務

〔その三〕

前回述べたように、昭和十九年五月一日附で、霞ヶ浦海軍病院部員に補すとの発令があり、五月十日に横

霞ヶ浦に臨む土浦市内、高津の、美しい緑の松林に囲まれた小高い丘の上にあった。現在、霞病は国立病院となっているが、昔の名を継いで、国立霞ヶ浦病院といっている。

五月十日付で、病院長名で薬剤部勤務を命ずという発令があつたが、薬剤部長代理を命ずという発令が出たのは、それから一ヶ月以上も後の六月十七日であった。

これは、前任の薬剤部長谷末八郎少佐との事務引継ぎや、谷少佐の転勤先の宿舎の都合などで時間を使いました。

たからである。

さて、当時の霞病は設立後三年位経つていて、薬剤部が療品科、調剤科、試験科の三科に分かれていること横病と変りはなかつたが、何分にも上級薬剤科士官が不足していたので薬剤部長が三科長を兼務していた。

私はまだ大尉なので、正式の部長にはなれず、薬剤部長代理であつた。しかし、三科長は兼務である。

それに関連して、兵備品（治療品）会計官吏を命ず、通常物品（患者費）会計官吏を命ず、戦時計画主任を命ず、初級薬剤科士官教育指導官を命ず、兵備品取扱主任を命ずなど、色々な辞令が併せて出ている。

この時の院長は片岡克己軍医大佐二部長は寺門正文軍医大佐、外科長は佐藤軍医中佐で、その他は大体が若い軍医官で占められていた。

なお、寺門大佐は後に第二艦隊軍医長に転出し、昭和二十年四月七日、戦艦大和において戦死されている。

薬剤部の士官も、私以外には平生薬剤大尉と佐藤、小松の二少尉といふ少數だったが、秋になつて、新しく任官した、中、少尉が三名ほど配置された。

前任の谷部長から、仕事以外のことで引継ぎを受けたことに官舎のことがある。

病院の正門の直ぐわきに、一群の官舎があつた。院長、副官、一部長、二部長、薬剤部長の五軒である。

土浦は常盤線で、当時上野から二時間足らずであつたから、東京から通勤しようと思えば出来ないこともなく、それに自分はチヨンガであったから、一人で官舎を占領するのは何となく気が引けたが、谷さんは一度この薬剤部長官舎を軍医官の手に渡すと、後任の官舎を必要とする薬剤部長は入れなくなるであろう。

薬剤部長官舎はあくまで、薬剤官の手で確保して置くべきであると言われたので、私もこの官舎に入ることにした。

横病勤務の時、暫らく、鎌倉の別荘から通つたことがあって、その時、使っていた婆やが、霞ヶ浦の官舎に来てくれたことになつたので、土地、日だけ東京に帰ることにして、私がうまく運んで呉れるので楽であった。

当時、物資が次第に欠乏して来たが、陸海軍には臨時軍事費という、いわば使い放題の予算があり、それを使うために、随分無駄なこともやつていた。

この官舎は、一軒当り、土地が百坪近くもあつたろうか、適當な広さの庭があり、建坪も四十坪余りか、

応接間の洋間以外にも四部屋あり、ゆったりとした家で、一人住むには勿体ない位の広さであった。

再び、病院の話にもどるが、谷少佐は霞病設立に際してその準備委員もやられ、ご自分の思う通り薬剤部をつくられたので、面積や設備、人員の確保は勿論、療品科の理事生などの訓練、しつけなども良くやって下さったので、私などが細かい事に口に注射筒増産のことがある。

谷さんが霞病でやつた仕事の一つに、それを注射する注射筒も、次第に手に入りにくくなつた。

土浦市内に吉井という注射筒工場があつた。ここ親父さんは、當時七十を過ぎていたと思うが、長男の金之助さんが活躍していて、四十才位の働き盛り、真面目な、良心的な人であった。谷さんはこの工場を海軍の軍需工場に指定し、ガラス用の資材や、燃料用の石炭まで支給し、全国の海軍病院で使う注射筒を作らせた。

私もそれを引継ぎ、随分無理を言って注射筒を作らせ、資材や燃料不足などの問題が起ると、その入手に可成りの助力をしたものである。

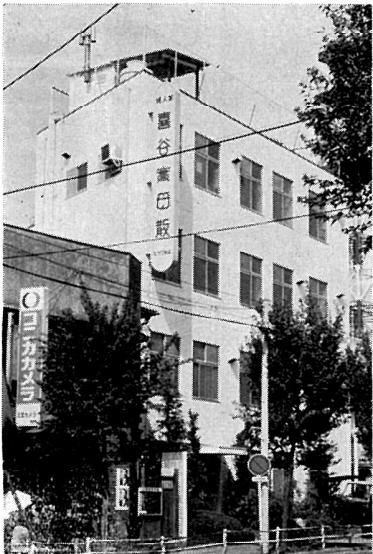
二年程前、久し振りに霞ヶ浦に行つた時、金之助さんに会つた。もう我々の處ではやつて行けないので注

す。木谷の姓は、薪炭商（真木や）にあやかって喜谷をもじつたものとも言われています。律義な人でもあり、当時は未だ片田舎の風情を残す中橋（現在の京橋）のあたりで手堅い商いを続けていたようです。

現在の過密化した東京ではもう当たり前のことになってしましましたが、その当時は中橋と言う地名が江戸のミステリーとして知られています。当時の川柳に「中はしと名はりながらはしはなかばし」と言う駄洒落があります。寛永年間までは、大八堀にかかる橋がたしかにありましたのですが、その後埋め立てられたのですが、その後埋め立てられてしまったと言うわけです。

余談はさておき、この真木や藤兵衛は男の子に恵まれず養子をもらうことになりましたが、しかし人の運命とはわからぬもので、その養子市郎右衛門が喜谷家に隆盛をもたらす幸運

と、炭の粉にまみれて働く市郎右衛門の所に、



ヒサゴ 薬品 東京工場

遠く長崎に住む実弟から便りが届きました。

できるように心を配りました。

ました。それによると、永年親交のある近所の医者某がある訴訟のため江戸表へ出ることになったが、馴染のない土地のこととて何かと心細いらしく、それとなく面倒を見てやつてもらいたいとのことです。

やがて医者某は江戸に出て来る、あちらこちらとび回っている様子でしたが、訴訟の方は混み入ったことらしく、吟味はかどらず三年を経るに至って用意の路銀もつかい果たし、日々の旅籠費にも事欠く仕末。思いあぐねた末、何かのときにと故郷を出る際に知らされた中橋の真木やを頼つて来ました。

医者の難儀を聞いた市郎右衛門は奉行所の許しを得て心良く自宅のひと部屋を提供し、医者が訴訟に専念

させて、真木やの隣りにも大きな商

家があり、一人娘に聟をとり豊かに暮らしていましたが、医者の訴訟も

ようやく目鼻がつきはじめたある日暮らしていましたが、医者の訴訟もようやく目鼻がつきはじめたある日暮らしていましたが、医者の訴訟も

暮らしていましたが、医者の訴訟もようやく目鼻がつきはじめたある日暮らしていましたが、医者の訴訟も

とした様子で真木やに来て言うには娘がひどい難産で、その苦しみよは親としてとてもそばでは見ていられないとのこと。これをたまたま耳にはさんだ医者は氣の毒に思い、娘の床を見舞いに行きました。娘を見舞われたやも知れず、もし先生の診察していた医者は懐から小さな包をとり出し両親に言いました。「こ

こに一服の薬がある。もし効きめがなくとも怨まぬと約束するなら、のませてみてはどうだろう。」

もとより、あちらこちらから頼んだ医者達は皆サジを投げ、万策尽きた揚句の両親は、ワラをも掴む思いで早速にその薬を煎じ娘に服ませました。するとどうでしょう……。

その結果にはふたつの言い伝えがあります。ひとつは、見ている前で娘の苦しみは拭うように治まり、玉の様な赤児を出産した……と言うのと、もうひとつは、残念ながら死産ではあったが、母体の方は間もなく元気を取り戻した、と言うのです。

び、豪商のこととて、お札にと金四

十両（現在の通貨に換算して約三百円）を差し出しました。医者は、自分は何も大したことを行ったわけではないと辞退しましたが、押問答の結果、半分の二十両を受け取り、更にその半分を世話をなった市郎右衛門に渡そうとしました。しかし市郎

右衛門は辞退し、その代りと言つては失礼だが、当家には娘も多くまた妻もまだ若いので、いつ何時災厄に見舞われるやも知れず、もし先生の薬が手元にあればどんなに心強いものと、その秘薬の製法を伝授してくれるよう懇願しました。

医者も市郎右衛門の熱心さに負け

てそれではと言ふことになりましたが患者の症状によつて加減の法も異なるため、更に十日程、市郎右衛門宅に滞在して製法を記し、長崎へと帰つて行きました。医者の残した製法書は三冊もの書物になつたと言ふことです。

真木やはこの薬を調合して実母散と命名し売りに出したところ、噂を聞いてたずねる人ひきも切らず、とても薬商売どころではなくなり、売

え、今に至つてもなお、第十代喜谷

市郎右衛門氏が、古き伝統を現代に伝えているのです。

さて、私共下司にてみれば、あちらこちらに「実母散」の名前を見たり聞いたりするにつけ、はて、これが本家本元なのかとかんぐりたくなのがあさましいところですが、当の喜谷社長に伺つてみたところがいともあつさりと「承認を取つてゐるものが、何でも数百と言う数になるそうですよ。」などとおっしゃいます。日本医薬情報センター刊「日本医薬品集（一般薬）」で拾つてみても、実母散を冠したものは五十三品目に上り、そのうち約半数を配置薬が占めています。又、それ等の成分を調べてみると、最低十成分から最高二十七成分と千差万別。そして喜谷実母散は十一成分、勿論多ければ良いと言つものではないのでしょうが、その辺をもう少し探つてみると、実母散のはつきりした姿が浮かんで来るかもしません。

前述の初代市郎右衛門のエピソード（元禄四年）から下ること約五十年一七七七年「上池秘録」に実母散の説明があり、それによりますと、十七成分を、あるものは生のまま、あるものは焙煎あるいは酒に漬して……とあり、更に百年を経て、一八

七年、浅田宗伯の一勿誤薬室方函の女神散にも同様の説明があり、加えて「世に言ふ実母散、婦王湯、清心湯は皆一類の薬なり」とあります。ここで思い出されるのが長崎の医者の「その様体により加減の法も異なるれば……」とのセリフで、即ち、現在発売されている喜谷実母散の十一成分は、現代的に言えばベーシック・スタンダードで、且てはそれをオプションとして、症状に合わせて数成分を加えたらしく、大正十年頃に印刷された「喜谷実母散成規一覧」：現在で言うセールス・パブリシティには「引下げ実母散」「引風実母散」「浮腫実母散」等八種の実母散が列記されています。これは勿論、江戸中橋に店をはり、今に言う相談薬局であつた頃の名残りであります。

年頃に印刷された「喜谷実母散成規一覧」：現在で言うセールス・パブリシティには「引下げ実母散」「引風実母散」「浮腫実母散」等八種の実母散が列記されています。これは勿論、江戸中橋に店をはり、今に言う相談薬局であつた頃の名残りであります。

年頃に印刷された「喜谷実母散成規一覧」：現在で言うセールス・パブリシティには「引下げ実母散」「引風実母散」「浮腫実母散」等八種の実母散が列記されています。これは勿論、江戸中橋に店をはり、今に言う相談薬局であつた頃の名残りであります。

年頃に印刷された「喜谷実母散成規一覧」：現在で言うセールス・パブリシティには「引下げ実母散」「引風実母散」「浮腫実母散」等八種の実母散が列記されています。これは勿論、江戸中橋に店をはり、今に言う相談薬局であつた頃の名残りであります。



実母散本舗（新撰東京名所図会） 明治34年3月 山本松谷画

要はその製品がいかに人々に用いられ、且て初代市郎右衛門がその妻や娘達に振りかかる災厄を避けようとしていた気持が、全国の人々にどれ程の安心を与えたかと言つことです。が市郎右衛門に伝授した段階で既にそれは幹ではなく、一本の枝であつたかもしれないのです。漢方二百十

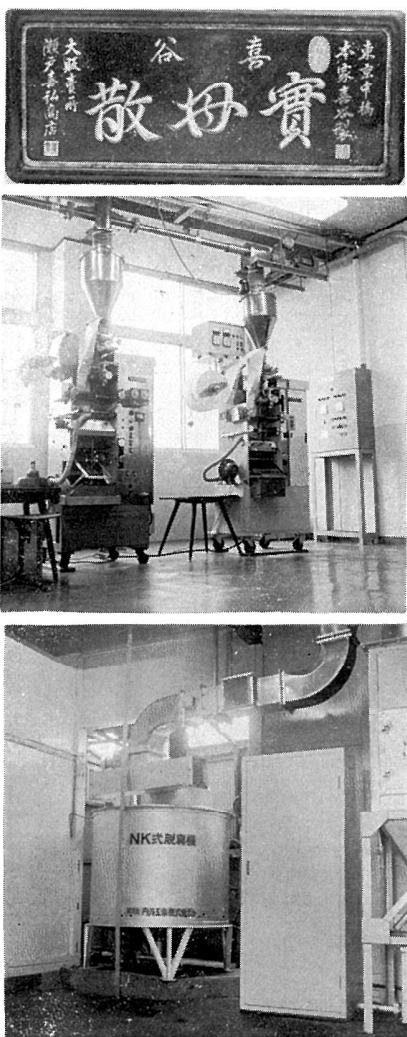
で戦災にあい、今も外装のデザインに残るひとむらの筆斎と共に焼けてしまった、戦後ヒサゴ薬品株式会社がその製造販売を引き継ぎました。

品川区平塚から目黒区清水へ抜けられた際にも、実母散は既に一般名であるとして、登録の申請は却下さぬどかな町並みに変ります。戦時中からの小ぢんまりとしたしもた屋や昔ながらのブリキやたたみ職人などの仕事場の間に、それでも最近は鉄筋造りの社宅や白いマンションが目立ちはじめました。

よつていつの間にかぶりだしに戻されることも度々です。

ヒサゴ薬品はこの場所でもう三十年も喜谷実母散を作つており、その特有の匂いも、付近に昔から住んでいる人にとっては町の匂いとして受け入れられて来ました。それが比較的最近になって、半年に一度の割で苦情が持ち込まれるようになつたのです。最近この土地に越して来た人や、越して来る予定の人にとって何とかしてくれなければ困ると言うことなのです。

いわゆる悪臭公害には科学的尺度がなく、ランダムに選ばれた五人によつて主観的な判定が下されるわけですが、今までに実母散の匂いが「悪臭」ときめつけられたことはある程として焙煎室に回されます。この



(中) 充填機
(下) 焙煎臭気洗滌装置

た煎じ袋を数個まとめてポリ袋に入れるのですが、糸の付いた煎じ袋の中をくぐらせて四階の煙突から排出されます。粉塵を洗うシャワーには、お目に掛かりますが、匂いを洗うシャワーを設備したのはこの工場にします。

作業工程はほぼ垂直に設計されています。又、後で触ることにします。受けると、良いでしょう。つまり最上階の四階からワン・フロア下る毎に少しづつ加工され、一階の製品倉庫に納められると言うわけです。受け入れられる原料は既に指定の大ささに刻まれています。戦前の中国時代には工場の屋根の上に大きな橋干場があつて、嚴冬に冷水で原草を洗い干す仕事はきびしいものだつたそうです。

受け入れた原料のうち一部は前工程として焙煎室に回されます。この工程とて焙煎室に回されます。この工程は、今でも熟練した女工が最初と言つてあります。それでは、原料はそのまま真下（三階）のV形混合機へ、更に足元（同階）のホッパーへと落し込みで四階の秤量室に運ばれます。ロット毎に秤量された原料はそのまま真下（三階）のV形混合機へ、更に足元（同階）のホッパーへと落し込まれ、ローラーで隣室の三台の自動充填機へと、ここまでは至極快調に機械化が進み、それによつて能率的にも衛生的に改善されたそ

うですが、次の工程がちょっとむづかしいのです。ここでは、充填されこの工場は延べ八一六平米余り。平常は二十五名の従業員が働いていますが、繁忙期には数名のパートタイマーが補強されます。九月のメーカー特売で全出荷量の八割が出荷されるそうで、四月から戦場のような忙しさになります。この時期には人手だけでなく、原料や製品の倉庫にも頭を使うとのことです。

応接室で喜谷社長、常世田、角田兩取締役のお話をうかがいました。最近益々シビアになる製品試験について社長は、「原料がそのまま刻んで入っているんだから、袋を開けて

目で見るのが確かな確認試験なんですよ」と言われます。しかし、それ

ではどうも科学的ではないらしいの

で……と、ちょっとニヤッとされま

した。生薬と試験の関係はいろいろ

難しいようで、たとえば再評価など

について組合の薬事委員長でもあら

れる社長に質問しますと、単に自社

製品のことだけでなく、婦人用薬全

体の基準作りに思案されているご様

子に流石と感心しました。

将来は、実母散の科学的裏付けを

確立したいとのことで、薬剤師の一

人を聴講生として大学に通わせてい

ることです。十年前のことになりますが、アンケート調査をした

ところ、客層の平均年令は二十八才

だったとのこと、これは実母散に限

らず家庭薬全体として考えても意外

に若いと言えるでしょう。核家族化

が進んで家庭内医療が継承されにく

いことが家庭薬にとって大きな問題

である現在、それぞれの製品の科学

的根拠を若い世代にアピールするこ

とは是非とも必要なことでしょう。

四階の試験室の前には小さなペラン

ダがあり、小さな植木鉢のいくつか

が、折からの強い風に倒されて、コ

ロコロと転がっています。隣りに某

社の高い社宅が出来てから、ビル風

と言うのか、時に強い風が当たるようになつたとのことです。

それでも目の下にはカワラ屋根が

果てしなく続き、はるかの丘の上には葉を落としたケヤキの大木が美し

い枝を見せていました。

ました。

結果は夢想だにしなかつた優勝の

榮誉に輝くことが出来まして、以後

毎年世界大会への参加に至つた次第

あります。

此れを契機として、日本はC・I・

・O・F・F（国際民族芸能祭運営

協議会）に加入し、今日に及んでお

ります。

C・I・O・F・F本部は、フラン

クスのシャラント県コンフラン市に

あり、其の後、一九七〇年八月フラン

スの民法上の手続きを経て改組

されました。その目的とする所

は、世界各国の民族芸能及び伝統文

化の保存と普及、向上に貢献するこ

とであります。そして、此の行事に

参加する青少年及び成人の間に湧き

上る友情と相互理解により、世界平

和の達成を念願としております。

これは、私、長年の願望であり、

理想にも一致するところであります

ので、C・I・O・F・F並びに国

際民族芸能祭に関して、故船田中先

生の御高見を仰いだ次第であります。

突然世界の桧舞台ともいわれる権威あるコンフランへの参加に一抹の

F・F加盟国に於て、毎年行われる

国際民族芸能祭に日本代表として団員三〇～四〇名の人数を以つて組

織するグループを参加させておりま

す。

当協会の本年の事業として、英國

ビリンガム国際民族芸能祭に参加す

ることになりました。

さて、八月十日夜九時半成田空港

発、離陸も遅しと早速現地に於ける

詳細な打ち合せをいたしました。

アンカレッジ空港にて休憩のあ

到着致しました。

ヒースロー空港ではビリンガムよ

り通関手続きの為にフランク氏の出

迎えを受けました。

琴・三味、太鼓の楽器から小道具

衣裳に至る迄二十五個の荷物の通関

が頭痛の種であります。同氏の

お骨折りで総べてフリーパス、肩の

荷を降ろした嬉しさに私の唯一の英

語「サンキュー」を連発、握手を

交わして心から感謝の意を表しました。

バスにて国内線ロビーに移動した

所テイサイド（現地の空港）の天候

が悪条件の為二時間程待たされました。

ティサイド空港からビリンガムに

着いたのは午前十一時少し廻つてい

ました。

ビーリンガムという町はイギリス本島の中央部、ちょうど樺太中央の緯度に当ります。

全員はかなり疲れていることはわかつていましたが、現地の責任者コノロイ氏から、開会式が二時から行わられるので顔だけでも観衆に出してほしいとの強い要請があり、演出者スタッフと打合せでの結果、休むい

とまもなく開会式場に向いました。メイン会場は町の中央広場で、ここに大きな四角の特設ステージが作られ、観衆はその廻りに設けられた特設スタンドで見物するようになつてきました。

此のメイン会場で開会式が行われ頭に団員は揃いの浴衣・舞踊陣は「花笠音頭」の衣裳をつけ、三味・太鼓を先頭に踊りのデモンストレーションショーンを繰り上げつつステージへ

恰もオリンピック入場式さながらであります。

参加国は、フランスベルギー、イスラエル、ブルガリア、イタリ、韓国、他七カ国計十三カ国、会場は万雷の拍手と喚声の裡に開会式は終りました。

特に此の度は五年振り、二度目の参加でありましたのでお馴染みも多く、日本チームに対する新しさと期待の大さきを物語る異常なまでの雰囲気に、国民



熱演する日本チーム

外交の意義の深さを痛感した次第であります。

ビーリンガム国際民族芸能祭は、一九六五年開催以来今年が十五回、年輪の大きさと共に年々心の和々が世界に拡大されて行く事と民族芸能は単に上演することではなく、人々が互に接触すること、舞台の上で素晴らしい衣裳を着て踊っているのを見た。

参加曲目は予め日本出発以前に定めヨーロッパの人々にも理解し易い開会式でのタッチエル会長は、「

ビーリンガム国際民族芸能祭は、一九六五年開催以来今年が十五回、年輪の大きさと共に年々心の和々が世界に拡大されて行く事と民族芸能は単に上演することではなく、人々が互に接触すること、舞台の上で素晴らしい衣裳を着て踊っているのを見た。

英國の国旗を表裏にあしらった扇子のアイディアは大喝采であります。私も「越中おはら」「山中節」「鹿児島おはら節」「万歳くずし」「傘踊」「津軽じょんがら節」「俵積み唄」等出来るだけリズミカルな曲を選びました。

特に「俵積み唄」の中で日の丸と英國の国旗を表裏にあしらった扇子のアイディアは大喝采であります。私も「越中おはら」「山中節」を琴の前奏で各回の公演に一生懸命唄いました。

とりわけ参加者の中でも最年長といふことで観衆の大拍手をいたしました。

ただ、ヨーロッパの国民性とでも申しましょうか、日本人の緻密さに比較して、全く悠長に構え、国際的な大きなフェスティバルにも拘らず真におおらかな企画運営の為、毎日夜間公演の終った後、スタッフと現地担当のモーリ氏とで翌日のスケジュール内容について会議を持たざ

そして八月十一日と十八日の八日間大会本部のスクジュールに従って午後、夜間と一日二回の公演、其の間に路上パレード、或はデモンストレーションとギッシリ組まれたスケジュールで全く多忙な毎日であります。

芸能祭はメイン会場の他、町にある二つのシアターに於て連日開催され、各国が交替で出演いたしました。

日本チームの公演は、いずれの会場でも大好評を博し、前売券はいよいよばず当日、すぐに完売して、入手困難の不平が起る有様でした。

るを得なかつた事実であります。

又、雨天時の処置も、その時にならなければ指示がなく、出演運営の面に支障を感じる様なケースも一、三ありました。

それにも拘らず、日本代表团三十名は国民外交推進の責任感と団員の和を第一として、良く團結に心掛けてくれた事に對して心から感謝している次第であります。

地元新聞には、日本チームの写真が掲載されない日とてなく、期間中は地元の話題になって人気を集めました。

例えは「東京からきた日本民族芸能国際交流協会は、今週その目も眩むような衣裳、不思議な楽器、そして「あっ」といわせるような東洋の強い香りをただよわせて、フェスティバルの観衆を茫然とさせた。

このフェスティバルの成功にのみ奉仕された彼らの世界半周十六時間の空の旅は心から楽しむ大観衆の温かい出迎えによって報われた」と最大級の賛辞を以って掲載されました。特に今年は国際児童年ということで八月十三日、ビーリンガムの図書館にて町の子供達を集めて、日本の童話「桃太郎さん」をお話ししたり一緒に輪になつて踊つたりと大変樂

しい時間を過しました。

期間中只一日の休日には、北方のダラムの古い教会とニューキャスルの観光でかけました。

さて、他の国々の出演内容ですがマスゲームに近いものが多い中で、とりわけ艶やかな衣裳と踊りの韓国は、ひときわ観衆の注目を引いた様であります。

閉会式の感激も亦、素晴らしい団員一同にとつて生涯忘ることの出来ない感動であります。

ファンファーレの響きと共にイングランドの古代衣裳で着飾った美しい少女の旗手に導かれた各団チームは色艶やかにタウンセンターを埋め尽しました。

万国旗が吊り下げられた周囲のビルの窓から笑顔と拍手と口笛が降りそそぎ、ブラスバンドの奏楽と相和し、さながら世界平和の交響楽となつて周囲にこだまいました。

この芸能祭に参加して感じたことは、皮膚の色がちがつても、言葉が分らなくとも互に笑顔で手をとりあって握手してみると皆好ましい同じ人間だということだと感じた次第です。

民謡を唄う、踊ることから「心の

和を」これが家庭に職場に社会にと受けましたことは誠におこがましいことであります。しかしこれを

広がってくれることこそ、私の念願とするところであります。

八月二十一日全員無事帰国致しました。

帰りは一日ロンドンにて休養し、ダラムの古い教会とニューキャスルに立つことをしたいと存じております。

薬事二法も定まり私共業界を取り開く情勢は益々きびしいものが多々あります。私共はこれに対して充分な研究検討を加えた上、善処して行くべきだと思います。

最近は当組合の各委員会活動もさわめて活発でありますことは誠に有難いことでありまして、これにより受いたしましたことは、誠に身に余る光榮と存じております。

これも偏えて当組合員各位の格別なお引立てとご高配の賜と深く感謝いたします。この紙上をお借りいたしまして皆様に厚く御礼を申し上げます。

業界に対しても貢献もいたしました。この紙上をお借りいたしまして皆様に厚く御礼を申し上げます。

今後家庭薬が発展するか衰退するかは一に我々自身の取り組み方と努力如何に掛っているのであります故、是非会員の皆様と共に手をたずさえて頑張りたいと存じております。

最後に会員各位の益々ご繁栄と、当組合の益々発展を祈念いたします。

受賞に寄せて

株式会社 太田胃散
取締役社長 太田 昭



太田 昭 氏



△委員会だより△

薬事委員会

委員長 喜谷市郎右衛門

前回は昨年三月迄の状況をご報告したので、今回はそれ以降、十一月迄の経過についてご報告します。

先ず、一般用胃腸薬の製造承認基準の検討であるが、これは厚生省薬事審議会一般薬特別部会で審議が行われて来ており、審議の都度、問題点が連絡されることについて、前回も述べた通りだが、その後の審議経過、それに対する日薬連の対応状況を胃腸薬関連組合員にお知らせし、併せて、ご意見を伺うために、五月七日、八月二十三日、十月九日の三回に亘り説明会を開催し、ご意見を伺い、これを日薬連薬制委員会の業界意見のとりまとめの際に反映させるよう努めた。

なお、当局では十月三十日に特別部会を開催して結論をまとめ、十

前回は昨年三月迄の状況をご報告したので、今回はそれ以降、十一月迄の経過についてご報告します。

先ず、一般用胃腸薬の製造承認基準の検討であるが、これは厚生省薬事審議会一般薬特別部会で審議が行われて来ており、審議の都度、問題点が連絡されることについて、前回も述べた通りだが、その後の審議経過、それに対する日薬連の対応状況を胃腸薬関連組合員にお知らせし、併せて、ご意見を伺うために、五月七日、八月二十三日、十月九日の三回に亘り説明会を開催し、ご意見を伺い、これを日薬連薬制委員会の業界意見のとりまとめの際に反映させるよう努めた。

その後、本法は十月一日に官報で

公布され、施行は本年四月一日に予

一月末か、遅くとも十二月中には基

定されている。

現在、当局では政省令案の検討作成を急いでおり、業界でも、日薬連

薬事法改正審議会を中心に、関連の各委員会で検討中である。

当委員会においても、組合員の政

省令改正に対するご意見を、日薬連委員会での意見とりまとめの際に反映させて行き度いので、皆様のご協力を御願いしたい。

△国際委員会△

一九七九年年度国際関係報告

委員長 石坂音治

次回の指定は、改正薬事法の施行後定は見送られ、今日に至るも、新しい指定は行われていない。恐らく、

本年度報告は何といつてもオーストラリアのシドニーで開催。一五ヶ国から約五〇〇名の参会。新会長にオーストラリアのL・Gカミング氏を選任し閉会。理事会で「表示様式」決定。WHOとの公認、と緊急性を再確認。そのため関係機関六ヶ所に世界的広範囲の地域担当理事を決定指名。西太平洋地域はエ

追って収載する。

IFPMA関係

IFPMA関係

去る十一月六日本製薬団体連合会は大手町の経團連会館で国際委員会を開き、昨秋のIFPMA東京大会を終了したが、六月十四日の普通国会終了日に国会を通らず廃案となつた。

その後、本法は十月一日に官報で

公布され、施行は本年四月一日に予

を中心エッセンシャル・ドラッグ関連の国際事情を懇談した。IFM

A理事として石黒武雄会長の後任として小西新兵衛武田薬品社長が就任決定 IFPMA本部から承認通報。

十月のジュネーブ開催のIFMP Aの国際医薬品登録関係シンポジウムについて、出席したパネリスト慶應大学薬理学教授の加藤隆一氏の帰朝報告があつた。

進策と大衆治療薬”が中心に討議された。関係ペネリストとして、WHO先進国と開発途上国の代表、薬局代表者と消費者代表さらに経済関係の有識者代表らによつて詳細討論が交された。日本代表としては参議院議員森下泰氏は“日本でのセルフメディケーションの推進と現状”と題し数計上の解説と薬事二法案、すなわち薬事法と薬害救済基金法による医薬品の安全性の確保と健康保証の二大対策の事情を詳述し、大衆薬の保健対策における重要性を力説さらにつくに中国の大衆薬と日本との医療協力を結語とした。

FAPA 関係

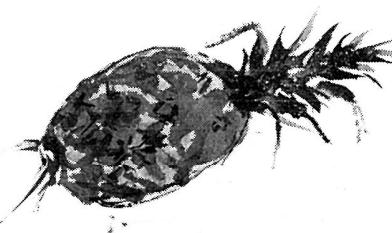
わち薬事法と薬害救済基金法による
医薬品の安全性の確保と健康保証の
二大対策の事情を詳述し、大衆薬の
保健対策における重要性を力説さら
に中国の大衆薬と日本との医療協力
を結語とした。

○周年の春を迎えた学会では四月式典と特別講演会を、日本薬剤師会ではFAPA(アジア薬学連盟)総会を京都の市会館、産業館を中心に医薬・医療器材他書籍などを展示し、拡売に資し、分科会ではシンポジウムを中心討議することが決定し、目下準備中で各業界のご援助を期待している。

IFPW 関係

一九七九年九月三・七日の間英國
ブライトンで第三九回学術大会が開
催され、三七ヶ国から約一〇〇〇余
名参会。日本からは薬剤師会長石館
守三氏、国際関係担当理事石坂音治
氏が役員会に出席。他に川瀬教授、
永井教授のほか約十数名参加。 بواس
タ・セッションで永井教授は特殊

議事としては、午前の部
“製薬業”



団体戦成績

○十一月十二日午後六時・奥湯河原
加満田において秋季懇親会(厚生
委員会主催)が開催され盛会裡に

優勝	竜角散チーム
準優勝	太田胃散チーム
第三位	エーザイチーム
第三位	中央興音乐会チーム

○栄えある各受賞者

◇組合

事務局たよー

○六月十四日午後六時・伊豆天城東急ホテルにおいて春季懇親会（厚生委員会主催）が開催され盛会裡に翌朝散会した。

みた医薬品卸業者の役割”で卸は医療の強化に貢献するものと力説、午後の部で“戦略上の価格決定対比と拘束”において、NWDA公共事業部長J・T・フェイ氏の報告があり①メーカーが支払うマージン率が減少傾向にある、②卸段階における値人間関係で結ばれ、上員下員と幅広い関係で公私共存のよい助言同志を任じている。③日本国での外資系企業の成功は、日本語を話し、日本で戦略を組み上げる秘訣を詳述した。

る各種の賞が次のとおり贈られました。

今後益々ご健勝で薬業界のためご尽力あられんことを祈りご祝福申し上げます。

秋の叙勲

勲三等瑞宝章 石坂音治殿

(救心製薬㈱)

厚生大臣表彰 太田 昭殿

(株太田胃散)

東京都知事賞 市川一雄殿

(株金冠堂)

○十二月五日正午より四団体共催昭和五十四年度薬事功労受賞者祝賀会が東京プリンスホテルマグノリアホールで行われた。

○十二月十四日午後四時三十分より

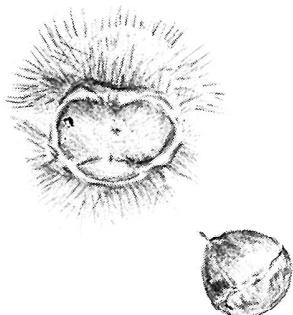
呉越の顔

玉置石松子

雪催懷中汁粉が花浮かす

津軽じょんがら空に貼りつき

粉雪舞ふ



カット 森田重太郎氏

○昭和五十五年一月七日午後十二時三十分より家庭薬業界東西合同新年互礼会（大阪会場）が大阪薬業年金会館で行われた。

○一月八日正午より四団体共催新年賀詞交換会が東京プリンスホテルサンフランチャーホールで行われた。

○一月八日午後三時より家庭薬業界合同新年互礼会（東京会場）が東京プリンスホテルサンフランチャーホールで行われた。

弱くなり輸出競争力は前回の石油ショック後の合理化作戦の成果も加わり飛躍的に増大した。然し日本人の弱点は「言葉せぬ」を美德としてきた習性で言葉によるコミュニケーションは不得手である。特に外国语での相手の説得は大変下手な民族とされている。日本商品の進出が激しすぎる為に、排日運動として問題が始めている國もある。

日本の将来を支えるものは商社である。國際的情報網を生かし、未利用未開発の資源を求めて高付加価値品に再生産し、相手国との言葉で供給する商社こそ：昨年暮に久し振りで旧交を温めた某大商社の幹部の烈々たる意欲に、酒も一段と美味さを増して心強さを感じたものである。

かていやく第四〇号

東京都家庭薬工業協同組合
編集・印刷・発行
昭和五十五年二月二十五日発行

編集・印刷・発行

東京都家庭薬工業協同組合

東京都中央区銀座八・一八・一六
電話（五四三）一七八六

日本は物的資源に乏しい。この事は日本民族にとって大変有難い事である。地下資源に乏しく、あるのは再生産設備と優秀な人間集団のみである事を理解すれ

組合昭和五十四年度薬事功労受賞者祝賀会並びに忘年会が組合會議室において盛大に開催された。

ば霸權主義国は日本を味方として生かすには友好關係の下でのやわらかな提携が一番有利と見てくれるであろう。

又、国民は貴重なエネルギーや資源が値上りし、量的確保も将来は難しい事を予見して、節約に努め代替エネルギーの研究に注力し恵を集めて今迄以上に効率的な生産に邁進しつつある。

英國は北海油田のお蔭でエネルギーの確保に略々成功したが、ボンドが強くなり従つて輸出競争力は低下した。日本は石油に弱いと見られて「円」が

弱くなり輸出競争力は前回の石油ショック後の合理化作戦の成果も加わり飛躍的に増大した。然し日本人の弱点は「言葉せぬ」を美德としてきた習性で言葉によるコミュニケーションは不得手である。特に外国语での相手の説得は大変下手な民族とされている。日本商品の進出が激しすぎる為に、排日運動として問題が始めている國もある。

日本は石油に弱いと見られて「円」が

八十年代は正に医薬品業界としては今迄とは一寸様相が異った時代と覚悟すべきであるが、発想を転換すれば高令化社会であり、一億総健康志向時代である。我々の使命を声高らかに唱え主張し、一人でも味方をふやし、国民の健康生活に寄与できる強い業界に發展出来る様「かていやく」の充実とご活用を心よりお願いしたいと思う。（友田）